

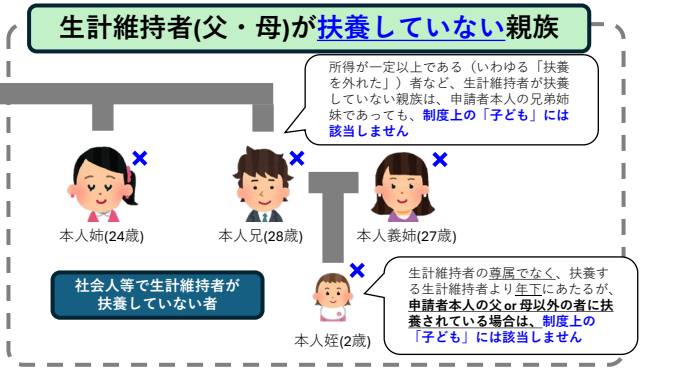
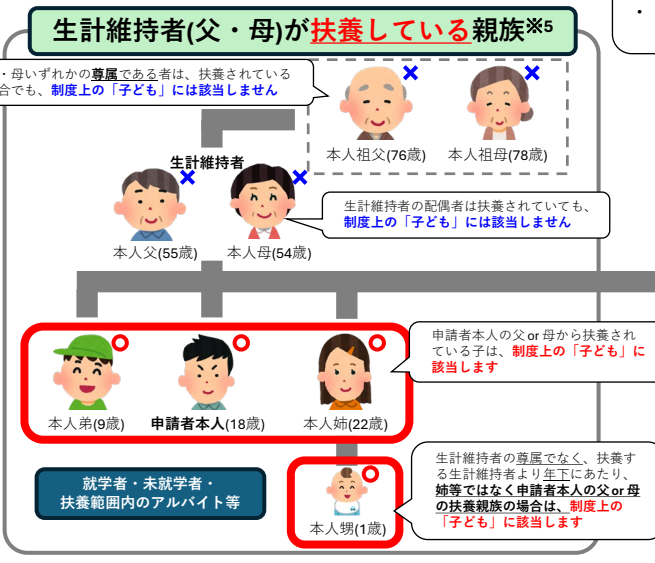
『多子世帯』とは

**難しく書いてありますが、基本的には...
「申請者の父母が扶養する「子ども」が3人以上いる世帯」です！**

定義： 生計維持者（原則、申請者の父母）のどちらかが住民税の扶養親族※1としていた者のうち、「いずれかの生計維持者の専属※2である者」「扶養する生計維持者の年長者（生計維持者より先に生まれた者）」でない者（以下、『制度上の「子ども」に該当する者』）が**3人以上の場合※3**

※1 住民税の扶養親族：扶養している親族として税の年末調整、確定申告又は住民税申告で申告し、対象となった者（税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含む）
※2 専属：祖父母、父母、伯父伯母など、その人よりも上の世代の親族のこと
※3 税情報に反映されていない扶養親族であっても、「新たに出生した実子」などは例外として申請者の申告により制度上の「子ども」に該当する者に含めることが可能

注意
・ 年末調整等で申告していない扶養親族はカウントされません！（申告漏れに注意！特に16歳未満の者）
・ 申請者本人は必ず住民税情報上において生計維持者に扶養されている必要があります！
・ 「申請時等に入力した制度上の「子ども」に該当する者の数※3」と「住民税情報上における扶養親族の数の合計」が一致しない場合、小さい方の数が判定に使用されます

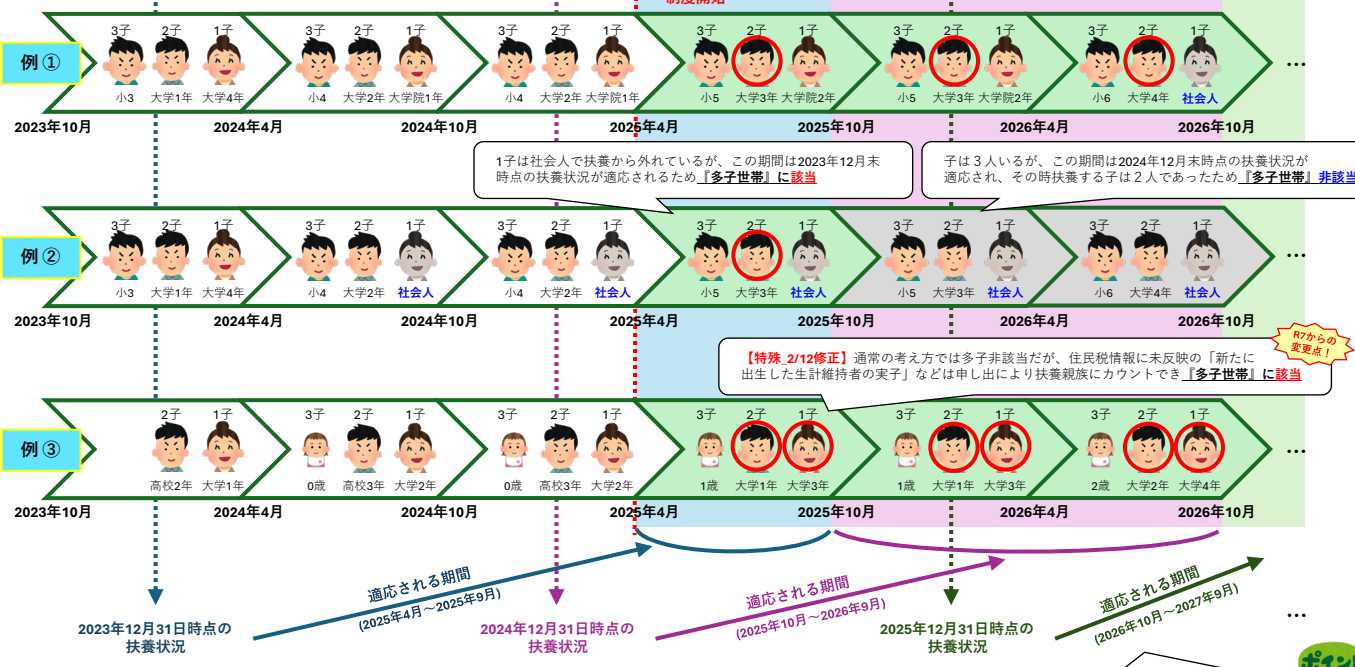


※5 扶養親族に該当する人の範囲についての詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

いつ時点の扶養状況が適応されるのか

～2025年4月に申請の場合～
2023年12月31日時点の扶養状況が判定に使用されます！

注意
申請の結果、多子世帯の無償化支援の対象と認定された後も、毎年、扶養状況を見直します！一度「多子世帯」に認定されたからといって、無償化の支援が卒業まで必ず受けられるという制度ではありません！！



扶養人数の確認は、原則、日本学生支援機構がマイナンバーから取得した申請時点（または見直し時点で）確定している「住民税情報」を基に行われます！
<注意>但し、「申請時等に入力した制度上の「子ども」に該当する者の数※6」と「住民税情報上における扶養親族の数の合計」が一致しない場合、小さい方の数が判定に使用されます。また、2025年度からは、税情報に反映されていない場合でも、「新たに出生した実子」等は申告により扶養人数に含めることができます。

ある年の12月31日の扶養状況が、その翌年の10月から1年間適応されます！
例①：2025年10月に新規に申請する場合
> 2024年12月31日時点の扶養状況で判定されます。
例②：2025年4月に申請し多子世帯の認定を受けた学生の、2025年10月以降の支援について
> 2025年10月以降も引き続き多子世帯の対象となるかについて、2024年12月31日時点の扶養状況を基に再度判定されます。

※6 入力時点の人数ではありません。上記のとおり前年（申請時期によっては前々年）の12月31日時点です。
※7 2025年度からは、申請時等において制度上の「子ども」に該当する者の数の入力はなく、単に生計維持者の「扶養親族」を入力することで、自動的に制度上の「子ども」に該当する者か否かが判定される見込みです。